平成２３年（フ）第２７６号
埼玉県羽生市西１丁目３番10号
債務者　町田　逸子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１８４号
千葉県匝瑳市椿1455番地９　メゾネット椿Ｂ号
債務者　椿　　秋子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２００号
千葉県旭市鎌数5146番地　香取住宅36号
債務者　印南佳代子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０５号
千葉県山武郡大網白里町柳橋1080番地10　グリーンフィールド柳橋102
債務者　飯島　　潔
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６０８号
神奈川県厚木市七沢2228番地
債務者　若山　秀治
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７０２号
神奈川県平塚市天沼２番８号　ハイツ美起201号
債務者　渡部　永之
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７０５号
神奈川県小田原市北ノ窪149番地の１
債務者　白方　優馬
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７１９号
神奈川県秦野市下大槻224番地の１　２―105
債務者　大津喜代子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７２０号
神奈川県秦野市鶴巻北２丁目10番９号　ドレミハイツ102号
債務者　本田　明洋（旧姓田川）
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７２８号
神奈川県秦野市北矢名990番地の18
債務者　千葉　万貴
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５２号
岐阜県大垣市郭町１丁目95番地３
債務者　川畑　吉信
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１５８２号
京都府京田辺市山手中央４番地２　一楽家、前住所奈良県天理市柳本町1352番地26
債務者　松田　隆宏
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
京都府与謝郡与謝野町字三河内1918番地
債務者　安田　清美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１０３１号
大阪府松原市一津屋４丁目６番13号
債務者　武藤　充人
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３２３号
大阪府河内長野市木戸西町３丁目15番４―102号
債務者　保田　秀雄
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３２９号
堺市北区百舌鳥西之町１丁27番地１　３―202号
債務者　和田　光子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３５０号
大阪府河内長野市旭ケ丘14番17号
債務者　速水　慎治
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３６７号
堺市美原区北余部西２丁目１番１―402号
債務者　首藤ゆかり
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係